

2023年3月29日

各位

会社名 株式会社エー・ピーホールディングス
代表者名 代表取締役 社長執行役員 CEO 野本周作
(コード番号：3175 東証スタンダード)
問合せ先 経営企画・IR室 副室長 坂上輝瑛
(TEL 03-6435-8440)

譲渡制限付株式報酬の解除条件変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会にて、2022年7月11日に開示した「譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ」において、一部変更の決議をいたしましたので、お知らせいたします。なお、変更箇所には下線を付して表示しております。

1. 変更箇所
3. 本割当契約の概要
(2) 譲渡制限の解除条件

2. 変更内容
(変更前)

当社が設定した業績条件として、当社が提出した 2023 年3月期事業年度に係る有価証券報告書又は通期の決算短信（以下これらをあわせて「有価証券報告書等」という。）に記載された業績数値（有価証券報告書等の様式改訂により当該指標が表示されない場合には、当該指標に関し合理的に計算して得た業績数値とし、以下「業績数値」という。）において、取締役会にて定めた条件が達成されたことを条件として、付与した本割当株式の一部または全部について、本譲渡制限期間が満了した時点で本譲渡制限を解除する。

(変更後)

当社が設定した業績条件として、当社が提出した 2024 年3月期事業年度に係る有価証券報告書又は通期の決算短信（以下これらをあわせて「有価証券報告書等」という。）に記載された業績数値（有価証券報告書等の様式改訂により当該指標が表示されない場合には、当該指標に関し合理的に計算して得た業績数値とし、以下「業績数値」という。）において、取締役会にて定めた条件が達成されたことを条件として、付与した本割当株式の一部または全部について、本譲渡制限期間が満了した時点で本譲渡制限を解除する。

3. 変更する理由

本譲渡制限付株式報酬は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び取締役を兼務しない執行役員に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としております。当社が設定しておりました、対象期間の2023年3月期は、新型コロナウイルス感染症拡大の第7波及び第8波による外食需要へのマイナス影響を強く受けており、業績数値を見極める対象期間としては不相当と判断いたしました。2024年3月期は、引き続き経営の再建が必要であることから、本譲渡制限付株式報酬の解除条件の時期を変更するものと致します。

以上